

居宅介護支援重要事項説明書

＜令和 8 年 7 月 1 日 現在＞

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者
所在地 対馬市豊玉町仁位94番地5
名称 社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
会長 多田 満國 印

説明者
所属 対馬市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明をうけ、その内容について同意し、交付を受けました。

利用者 住所 対馬市

氏名 印

(代理人) 住所 対馬市

氏名 印

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0920－88－2123 （午前8時45分～午後5時30分まで）
＊ ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 対馬市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域	
事業所名	対馬市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
所在地	対馬市峰町三根29番地
介護保険指定番号	居宅介護支援 （長崎県 4272000060号）
サービスを提供する地域	対馬市内の区域

(2) 同事業所の職員体制			
職 種	業 務 内 容	常 勤	非常勤
管理者	事業所の管理・運営全般	1名以上	－
主任介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務、ケアマネジャーの育成・指導 地域包括ケアシステムの推進、多職種連携の促進	1名以上	－
介護支援専門員	居宅介護支援に関する業務	3名以上	－

(3) 営業時間	
平日	午前8時45分～午後5時30分
営業時間外	緊急時
土・日・祝祭日・12/29～1/3迄	休業

即座の対応が必要な場合は固定電話からの転送にて受付

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等が、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

4. 利用料金

(1) 利用料
要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日対馬市の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。
(要介護1～2) 10, 860 円
(要介護3～5) 14, 110 円
※ 事業所の体制について、職員の有する資格が該当する場合には、上記の金額に別途特別地域加算(対馬地域「離島」は15%)及び特定事業所加算Ⅱ(4,210円)が加算されます。

名称・法人種別	社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 多田 満國
本所所在地・電話番号	長崎県対馬市豊玉町仁位94番地5
事業所数等	居宅介護支援 1ヵ所
	訪問介護 2ヵ所
	訪問入浴介護 1ヵ所